【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年12月10日提出
【計算期間】	第2期(自 2024年9月11日至 2025年9月10日)
【ファンド名】	ＰＢＲ１倍割れ解消推進ＥＴＦ
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋　浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	松永　みどり
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【電話番号】	03-6843-1413
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町２番１号

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ＰＢＲ１倍割れ解消推進ＥＴＦ（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、PBR※が１倍未満である銘柄のなかから、利益水準や財務状況、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。
上場株式におけるPBR１倍割れの解消が大いに進んだ市場環境においては、PBRの更なる上昇が見込めるような銘柄を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。
※PBRとは、株価を1株当たり純資産（純資産を発行済株式数（普通株式のみ）で除したもの）で除したものです。株価純資産倍率ともいいます。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分
単位型投信	国内	株式	ＭＭＦ
	海外	債券	ＭＲＦ
追加型投信	内外	不動産投信	ＥＴＦ
		その他資産（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年１回	グローバル
一般		
大型株	年２回	
中小型株		日本
	年４回	
債券		北米
一般	年６回	
公債	（隔月）	欧州
社債		
その他債券	年12回	アジア
クレジット属性	（毎月）	
（　　）		オセアニア
	日々	
不動産投信		中南米
	その他	
その他資産	（　　）	アフリカ
（　　）		
		中近東（中東）
資産複合		
（　　）		エマージング
資産配分固定型		
資産配分変更型		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義＞
1. 単位型投信・追加型投信の区分
(1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
(4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

■主要投資対象

我が国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とします。

株式への投資にあたっては、PBRが１倍未満である銘柄のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。

※投資した銘柄のPBRが1倍を超えた場合、当該銘柄の株価動向やファンダメンタルズ、市場の状況などを総合的に勘案した上で保有を継続するか、売却するかを決定します。保有を継続した場合、PBR1倍を超えた状況が長期にわたって継続する銘柄を保有することがあります。

上場株式におけるPBR1倍割れの解消が大いに進んだ市場環境においては、PBRの水準ではなく、PBRの更なる上昇が見込めるような、資本コストと株価を意識した銘柄のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。

運用のプロセス

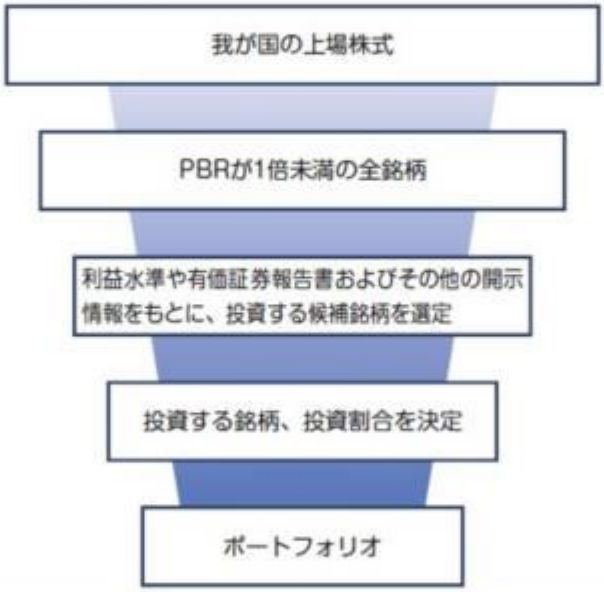

取引所における売買

上場日	：	2023年9月7日
上場市場	：	東京証券取引所
売買単位	：	1口単位
手数料	：	申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

①主として、我が国の金融商品取引所に上場する株式に投資します。

②株式への投資にあたっては、PBR が１倍未満である銘柄のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。
PBR は以下の計算式で定義されるものとします。
PBR ＝株価／１株当たり純資産
１株当たり純資産：日本会計基準における純資産、日本会計基準以外の会計基準を採用している企業においては日本会計基準の純資産に該当する項目、を発行済株式数（普通株式のみ）で除したものを１株当たり純資産とします。

③投資した銘柄の PBR が１倍を超えた場合、当該銘柄の株価動向やファンダメンタルズ、市場の状況などを総合的に勘案した上で保有を継続するか、売却するかを決定します。保有を継続した場合、PBR1 倍を超えた状況が長期にわたって継続する銘柄を保有することがあります。
上場株式における PBR1 倍割れの解消が大いに進んだ市場環境においては、PBR の水準ではなく、PBR の更なる上昇が見込めるような、資本コストと株価を意識した銘柄のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。

④当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況が急激に変化したとき、または市況の急激な変化が予想されるとき、分配金の支払いを準備するとき、ならびに信託財産の規模によっては上記の運用が行われないときがあります。

■主な投資制限

株式への投資割合	制限を設けません。
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。
信用取引の利用	保有している株式のヘッジ目的のため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。
デリバティブ取引の利用	価格変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約券証券への投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日
原則として毎年9月10日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。
下記の金融商品取引所で売買することができます。
東京証券取引所
売買単位は1口単位です。
手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。
取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

④　信託金限度額
・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2023年9月6日
・ファンドの信託契約締結、運用開始

2023年9月7日
・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

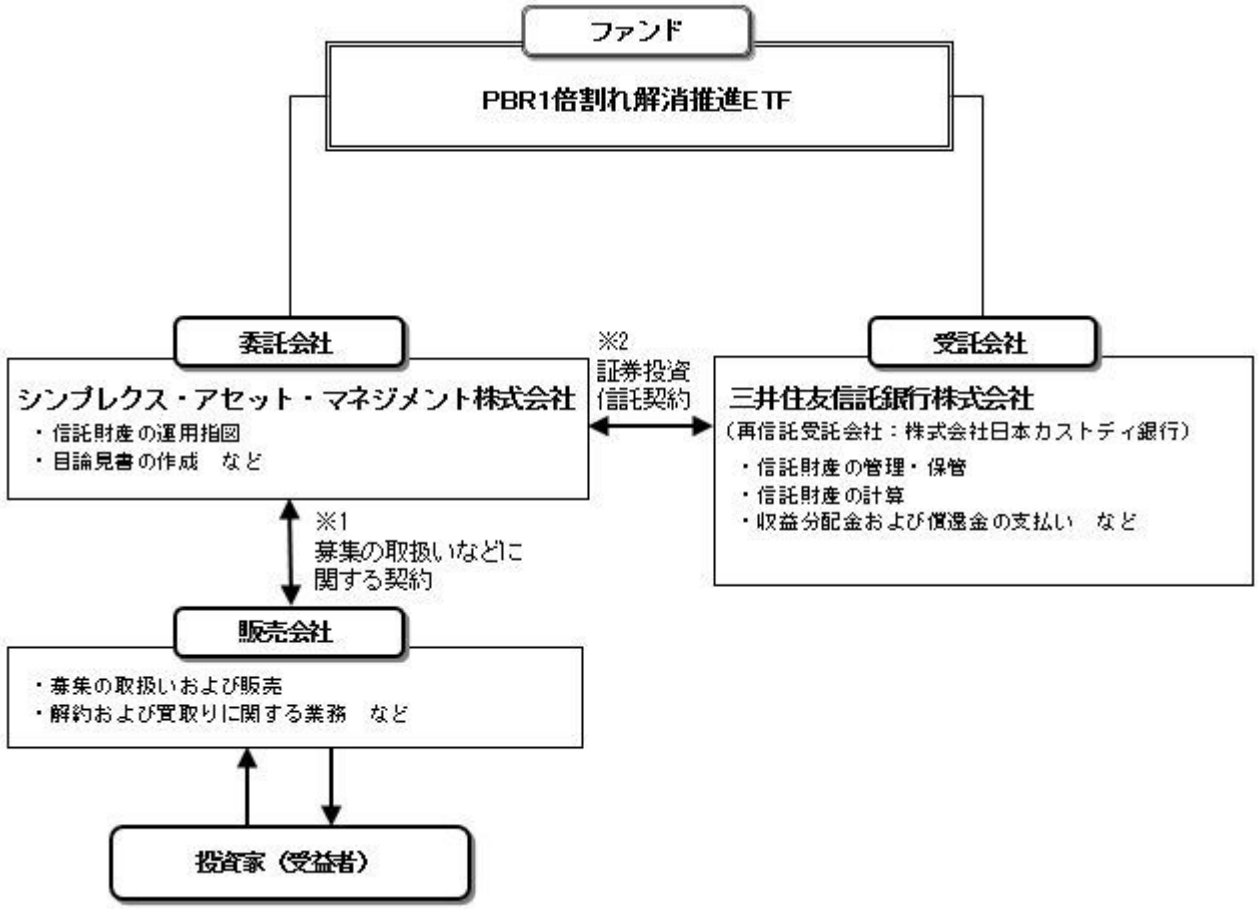

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年9月末現在）

1）資本金
370百万円

2）沿革
1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立
1999年12月：投資顧問業の登録　関東財務局長　第903号
2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可　金融再生委員会　第27号
2001年4月：投資信託委託業認可　内閣総理大臣　第5号
2007年9月：金融商品取引業者登録　関東財務局長（金商）第341号

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
（株）シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内１丁目５番１号	7,400株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主として、我が国の金融商品取引所に上場する株式に投資します。
② 株式への投資にあたっては、PBRが１倍未満である銘柄のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。

PBRは以下の計算式で定義されるものとします。
PBR＝株価／１株当たり純資産
1株当たり純資産：日本会計基準における純資産、日本会計基準以外の会計基準を採用している企業においては日本会計基準の純資産に該当する項目、を発行済株式数（普通株式のみ）で除したものを1株当たり純資産とします。

③ 投資した銘柄のPBRが1倍を超えた場合、当該銘柄の株価動向やファンダメンタルズ、市場の状況などを総合的に勘案した上で保有を継続するか、売却するかを決定します。保有を継続した場合、PBR1倍を超えた状況が長期にわたって継続する銘柄を保有することがあります。
上場株式におけるPBR1倍割れの解消が大いに進んだ市場環境においては、PBRの水準ではなく、PBRの更なる上昇が見込めるような、資本コストと株価を意識した銘柄のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。

④ 当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況が急激に変化したとき、または市況の急激な変化が予想されるとき、分配金の支払いを準備するとき、ならびに信託財産の規模によっては上記の運用が行われないときがあります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
３．投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
４．投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
５．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
６．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第3号および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲
前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

④ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

◆当ファンドの運用体制

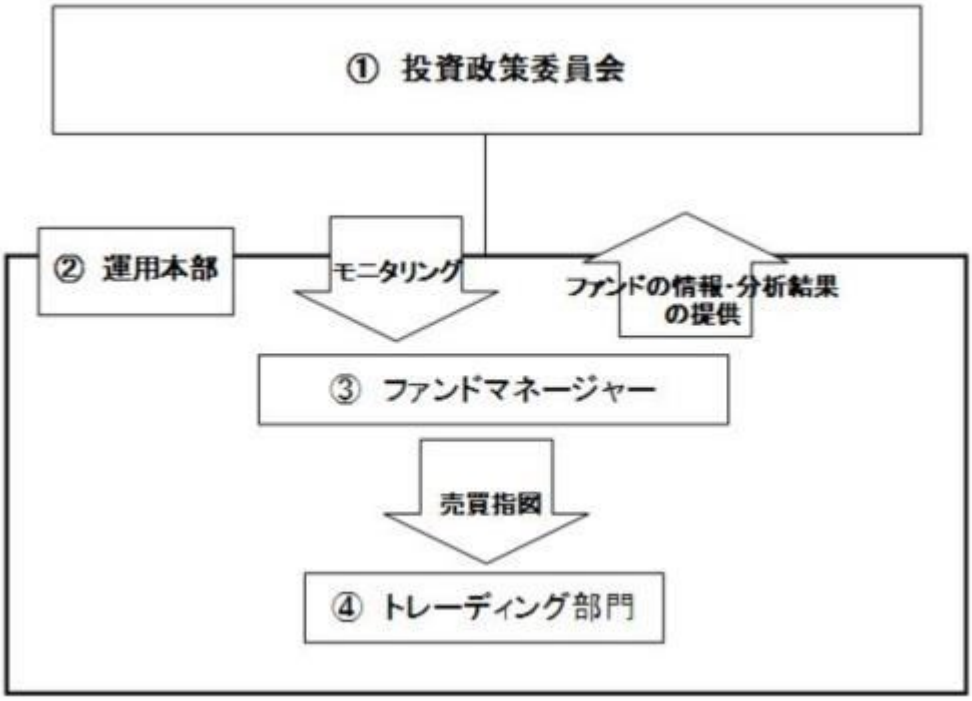

① 投資政策委員会
投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。
② 運用本部
①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。
③ ファンド・マネージャー
運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
④ トレーディング部門
ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
- 運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、3名で構成されています。
- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

＜委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等＞
当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針
1）信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。
2）信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
3）毎計算期末に信託財産から生じたイ）に掲げる利益の合計額は、ロ）に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
イ）有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
ロ）有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金
② 収益分配金の支払い
原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を

締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）株式への投資割合には、制限を設けません。

２）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

３）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

４）外貨建資産への投資は行いません。

５）保有している株式のヘッジ目的のため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

６）デリバティブ取引について、価格変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。その目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第２項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、６）で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

７）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

８）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の範囲内

ハ）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

９）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

10）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

11）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、株式を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。

投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク
株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けて変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

② 流動性リスク
有価証券等を売却又は取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている有価証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用リスク
一般に、投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、基準価額が下落します。
また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も有価証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

④ 有価証券の貸付等におけるリスク
有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞
- **金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。**
- **当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。**
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- **分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。**
- **当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及びデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。**
- **当ファンドの受益権は、東京証券取引所において、活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。**
- **受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。**
- **2028年9月10日以降、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合や、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、繰り上げ償還されます。**
- **適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。**
- **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。**

（２）リスク管理体制

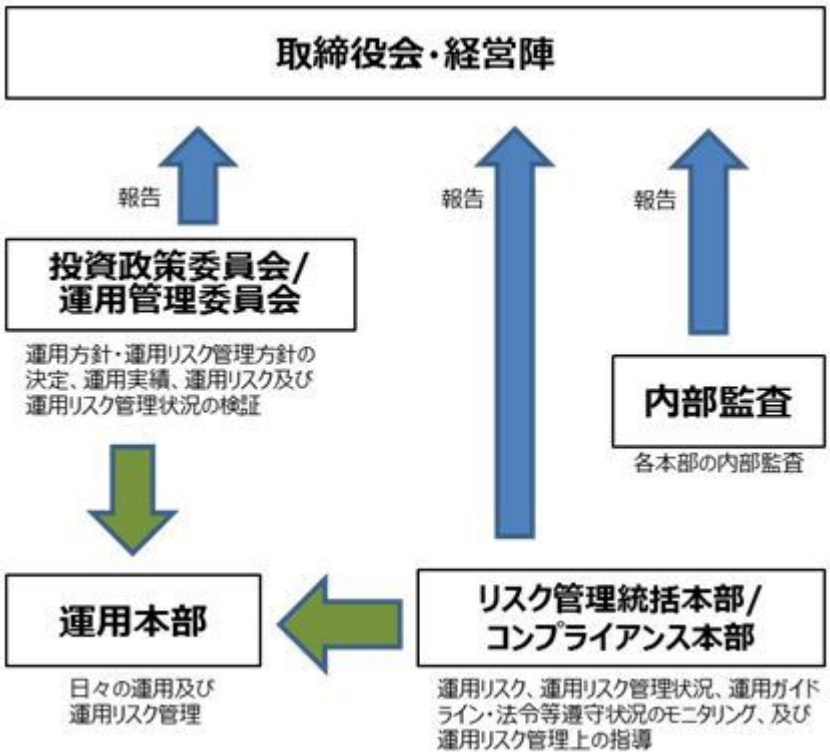

※上記は2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜流動性リスクの管理体制＞

- **当社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。**
- **取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。**

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年10月末～2025年9月末

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本（1口あたり）を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、2024年9月から2025年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年10月末～2025年9月末

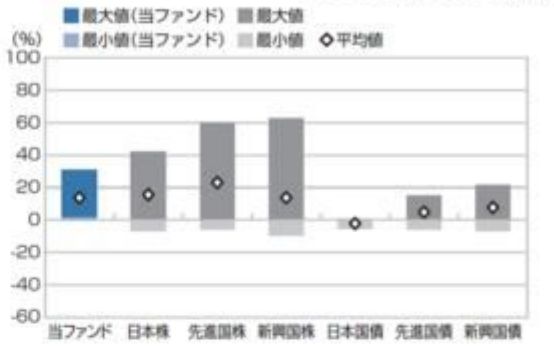

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	30.9	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	1.6	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	13.7	15.6	23.1	13.7	△2.2	4.8	7.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2020年10月から2025年9月の5年間（当ファンドは2024年9月から2025年9月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数
日本株・・・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
販売会社は、受益者が解約請求を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。
② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記１）により計算した額に、下記２）により計算した額を加算して得た額とします。
１） 信託財産の純資産総額に年10,000分の99.0（消費税込）以内の率を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
総額	年率0.99%（税抜0.90%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	0.85%（税抜）	0.05%（税抜）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

２） 株式の貸付を行った場合は、その品貸料の55.0%（消費税込）以内の額

総額	55.0%（税抜50.0%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	40.0%（税抜）	10.0%（税抜）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
② 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
② 信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行った場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。
④ 上記③に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記１．から７．までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
１．この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
２．振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
３．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
４．目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
５．信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
６．運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
７．この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
８．格付の取得に要する費用
９．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
10．受益権の上場に係る費用※
11．約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要な情報の入手に要する費用
※ファンドの上場に係る費用
・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
・毎年末の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。
⑤ 委託会社は、上記③および④に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信

託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

⑥ 上記⑤に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。

⑦ 上記⑥の場合において、上記③および④に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記⑤に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税
売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

２）収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

３）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税
受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

２）収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。

３）解約金および償還金に対する課税
受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

４）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2025年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2024年9月11日～2025年9月10日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.13%	1.00%	0.13%

(注)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料等を除く)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した比率(年率)です。

5【運用状況】

【ＰＢＲ１倍割れ解消推進ＥＴＦ】

以下の運用状況は2025年 9月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	8,785,429,490	98.38
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	144,695,964	1.62
合計(純資産総額)		8,930,125,454	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	183,000	2,324.00	425,292,000	2,394.00	438,102,000	4.91
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	103,700	4,123.00	427,555,100	4,176.00	433,051,200	4.85
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	85,400	4,908.00	419,143,200	4,988.00	425,975,200	4.77
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	181,100	1,666.00	301,712,600	1,531.00	277,264,100	3.10
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	14,700	16,470.00	242,109,000	16,640.00	244,608,000	2.74
日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	122,600	1,905.00	233,553,000	1,814.50	222,457,700	2.49
日本	株式	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	保険業	55,200	3,513.00	193,917,600	3,356.00	185,251,200	2.07
日本	株式	住友商事	卸売業	41,600	4,344.00	180,710,400	4,288.00	178,380,800	2.00
日本	株式	オリックス	その他金融業	39,900	3,913.00	156,128,700	3,882.00	154,891,800	1.73
日本	株式	日本郵政	サービス業	101,900	1,544.50	157,384,550	1,470.00	149,793,000	1.68
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	35,300	4,152.00	146,565,600	4,243.00	149,777,900	1.68
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	126,900	1,248.50	158,434,650	1,166.00	147,965,400	1.66
日本	株式	ＳＯＭＰＯホールディングス	保険業	32,000	4,780.00	152,960,000	4,575.00	146,400,000	1.64
日本	株式	パナソニック　ホールディングス	電気機器	84,200	1,531.00	128,910,200	1,610.00	135,562,000	1.52
日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	79,100	1,514.50	119,796,950	1,510.50	119,480,550	1.34
日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	108,500	1,091.50	118,427,750	1,085.50	117,776,750	1.32
日本	株式	ＩＮＰＥＸ	鉱業	43,200	2,615.00	112,968,000	2,673.00	115,473,600	1.29
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	27,200	4,291.00	116,715,200	4,218.00	114,729,600	1.28

日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	184,300	660.40	121,711,720	609.50	112,330,850	1.26
日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	24,200	4,301.00	104,084,200	4,299.00	104,035,800	1.16
日本	株式	京セラ	電気機器	51,800	2,024.00	104,843,200	1,989.50	103,056,100	1.15
日本	株式	ＥＮＥＯＳホールディングス	石油・石炭製品	92,800	889.00	82,499,200	939.90	87,222,720	0.98
日本	株式	関西電力	電気・ガス業	38,200	2,230.00	85,186,000	2,118.50	80,926,700	0.91
日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	82,000	958.70	78,613,400	944.10	77,416,200	0.87
日本	株式	日本郵船	海運業	14,900	5,597.00	83,395,300	5,051.00	75,259,900	0.84
日本	株式	ＳＢＩホールディングス	証券、商品先物取引業	11,300	6,629.00	74,907,700	6,436.00	72,726,800	0.81
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	12,700	5,756.00	73,101,200	5,264.00	66,852,800	0.75
日本	株式	アイシン	輸送用機器	26,000	2,592.50	67,405,000	2,560.00	66,560,000	0.75
日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	53,800	1,212.50	65,232,500	1,202.50	64,694,500	0.72
日本	株式	三菱ＨＣキャピタル	その他金融業	50,300	1,234.50	62,095,350	1,222.50	61,491,750	0.69

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	1.46
		建設業	3.02
		食料品	1.33
		繊維製品	0.82
		パルプ・紙	0.59
		化学	3.74
		医薬品	0.46
		石油・石炭製品	1.74
		ゴム製品	0.98
		ガラス・土石製品	0.99
		鉄鋼	2.85
		非鉄金属	2.94
		金属製品	0.98
		機械	2.12
		電気機器	4.44
		輸送用機器	8.35
		精密機器	0.59
		その他製品	1.32
		電気・ガス業	3.34
		陸運業	2.67
		海運業	2.03
		倉庫・運輸関連業	0.50
		情報・通信業	1.46
		卸売業	4.39

		小売業	2.14
		銀行業	26.05
		証券、商品先物取引業	3.06
		保険業	5.97
		その他金融業	4.03
		不動産業	1.99
		サービス業	1.97
合計			98.38

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末　(2024年 9月10日)	11,405	11,692	1,089	1,116.48	1,088
第2計算期間末　(2025年 9月10日)	8,924	9,189	1,414	1,456.03	1,415
2024年 9月末日	11,635	—	1,113	—	1,112
10月末日	11,595	—	1,136	—	1,136
11月末日	11,593	—	1,164	—	1,163
12月末日	11,601	—	1,209	—	1,212
2025年 1月末日	11,589	—	1,225	—	1,224
2月末日	10,310	—	1,206	—	1,203
3月末日	9,943	—	1,226	—	1,228
4月末日	10,102	—	1,193	—	1,197
5月末日	9,991	—	1,254	—	1,255
6月末日	9,708	—	1,253	—	1,249
7月末日	8,573	—	1,329	—	1,326
8月末日	8,963	—	1,421	—	1,426
9月末日	8,930	—	1,415	—	1,410

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 9月 6日～2024年 9月10日	27.4800
第2期	2024年 9月11日～2025年 9月10日	42.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）

第1期	2023年 9月 6日～2024年 9月10日	11.65
第2期	2024年 9月11日～2025年 9月10日	33.70

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2023年 9月 6日～2024年 9月10日	22,480,000	12,010,000
第2期	2024年 9月11日～2025年 9月10日	1,100,000	5,260,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績

（2025年9月30日現在）

＜基準価額・純資産の推移＞

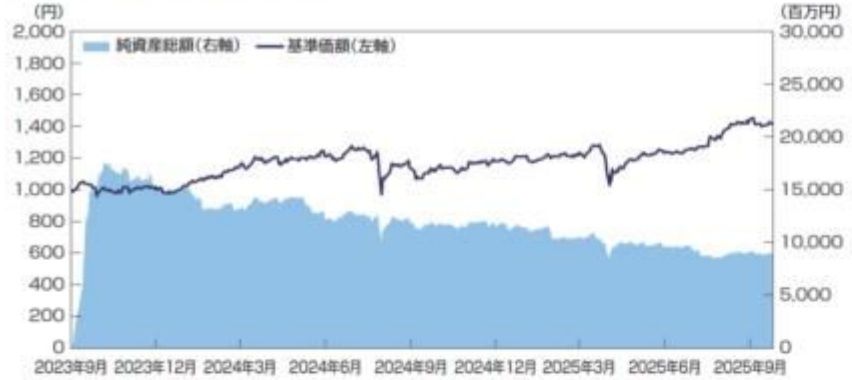

基準価額	1,415円
純資産総額	8,930百万円

＜分配の推移＞

決算期	分配金
2024年9月	27.48円
2025年9月	42.03円
設定来累計	69.51円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

＜主要な資産の状況＞

■組入上位10銘柄

	銘　柄	業種	比率
1	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	4.9%
2	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.8%
3	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4.8%
4	本田技研工業	輸送用機器	3.1%
5	豊田自動織機	輸送用機器	2.7%
6	ゆうちょ銀行	銀行業	2.5%
7	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	2.1%
8	住友商事	卸売業	2.0%
9	オリックス	その他金融業	1.7%
10	日本郵政	サービス業	1.7%

■組入上位５業種

	業　種	比率
1	銀行業	26.0%
2	輸送用機器	8.4%
3	保険業	6.0%
4	電気機器	4.4%
5	卸売業	4.4%

＜年間収益率の推移＞（暦年ベース）

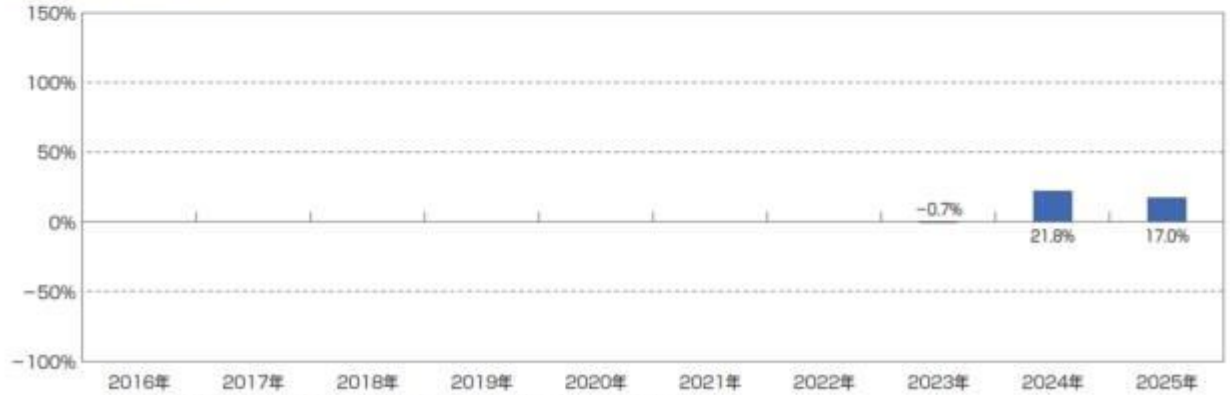

・ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
・2023年は設定日(9月6日)から年末までの騰落率、2025年は年初来9月末までの騰落率を表示しています。
・当ファンドに、ベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

・販売会社は、分割される受益権を、取得申込日の午後5時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（500口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後5時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができ

ます。
・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（２）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間
原則として、午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）上記（１）の規定にかかわらず、委託会社は、下記のａ．～ｅ．の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。
ａ．ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）
ｂ．毎年3、6、9、12月の10日の2営業日前から起算して3営業日以内（ただし、当該日が休業日の場合は、当該日の3営業日前から起算して3営業日以内）
ｃ．ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
ｄ．受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで
ｅ．上記ａ．～ｄ．のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
ｆ．なお、上記ａ．～ｅ．に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

（５）申込金額
取得申込日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（６）申込単位
500口以上で販売会社が定める単位
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（７）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（８）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）受益権の解約
受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時までに、最低口数（500口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって委託会社に一部解約の実行を請求することができます。なお、解約請求上限口数は、解約申込日の総口数残高の3分の1または100万口のいずれか大きい口数とします。

（２）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間
原則として、午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）上記（１）の規定にかかわらず、委託会社は、下記のａ．～ｅ．の期日および期間における受益権の一部解約請求については、原則として、当該一部解約請求の受付けを停止します。
ａ．ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）
ｂ．毎年3、6、9、12月の10日の2営業日前から起算して3営業日以内（ただし、当該日が休業日の場合は、当該日の3営業日前から起算して3営業日以内）
ｃ．ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
ｄ．受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで
ｅ．上記ａ．～ｄ．のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
ｆ．なお、上記ａ．～ｅ．に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。

（５）解約制限

委託会社が別に定める換金請求上限口数を超えた口数については、換金を受付けません。

（6）解約価額
解約申込日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（7）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（8）解約単位
500口以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（9）解約代金の支払い
原則として、解約申込日から起算して5営業日目からお支払いします。

（10）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜基準価額算出の流れ＞

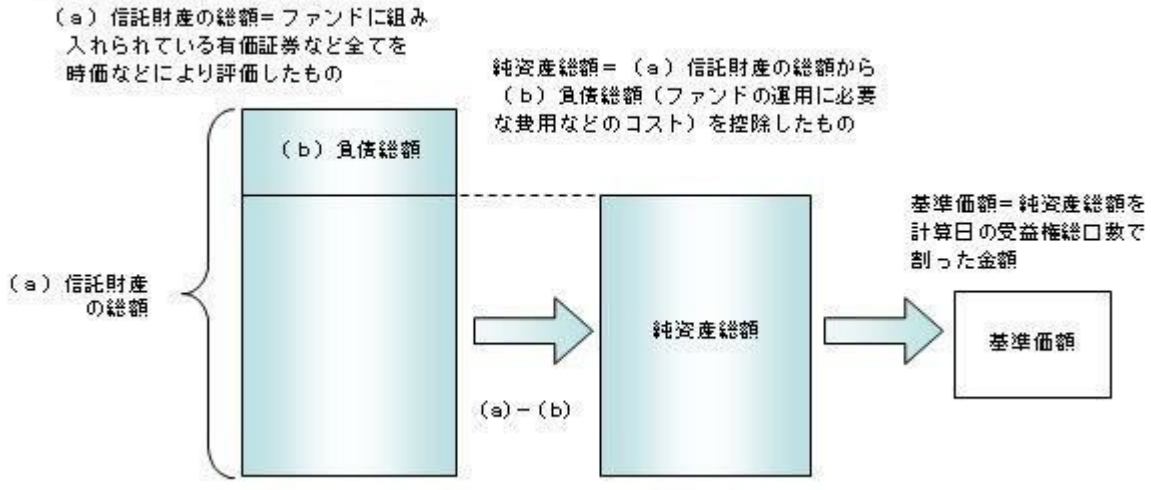

② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇国内上場株式
原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2023年9月6日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ロ）やむを得ない事情が発生したとき
２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ）2028年9月10日以降、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合
ロ）受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
ハ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ニ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ホ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ヘ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
なお、上記イ）またはロ）の場合は、受託会社と合意のうえ、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。
４）繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

１）原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。
２）償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

6）当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜書面決議の主な流れ＞

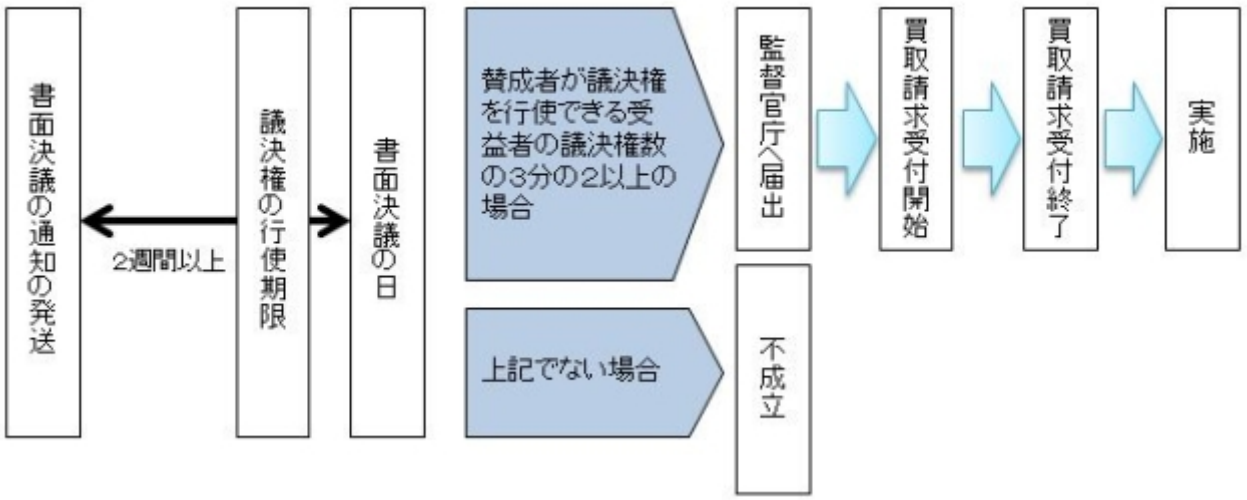

⑤ 公告
公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページ アドレス　http://www.simplexasset.com/
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成
投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行いません。

⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金受領権
・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。
・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金受領権
・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（4）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2024年 9月11日から2025年 9月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＰＢＲ１倍割れ解消推進ＥＴＦ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2024年 9月10日現在)	第2期 (2025年 9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	190,619,047	146,778,975
株式	11,276,219,450	9,093,348,840
未収入金	297,420,820	2,520,000
未収配当金	2,769,640	2,522,548
未収利息	1,091	1,833
流動資産合計	11,767,030,048	9,245,172,196
資産合計	11,767,030,048	9,245,172,196
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	287,715,600	265,209,300
未払受託者報酬	3,676,153	2,635,788
未払委託者報酬	62,494,612	44,808,369
その他未払費用	7,886,150	8,135,708
流動負債合計	361,772,515	320,789,165
負債合計	361,772,515	320,789,165
純資産の部		
元本等		
元本	10,470,000,000	6,310,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	935,257,533	2,614,383,031
（分配準備積立金）	74,062	32,050
元本等合計	11,405,257,533	8,924,383,031
純資産合計	11,405,257,533	8,924,383,031
負債純資産合計	11,767,030,048	9,245,172,196

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自　2023年 9月 6日 至　2024年 9月10日)	第2期 (自　2024年 9月11日 至　2025年 9月10日)
営業収益		
受取配当金	437,323,844	381,361,364
受取利息	78,578	466,163
有価証券売買等損益	1,086,283,471	2,727,117,510
その他収益	4,199	9,034
営業収益合計	1,523,690,092	3,108,954,071
営業費用		
支払利息	77,685	-
受託者報酬	7,473,331	5,728,611
委託者報酬	127,046,647	97,386,332
その他費用	15,019,296	13,554,330
営業費用合計	149,616,959	116,669,273
営業利益又は営業損失（△）	1,374,073,133	2,992,284,798
経常利益又は経常損失（△）	1,374,073,133	2,992,284,798
当期純利益又は当期純損失（△）	1,374,073,133	2,992,284,798
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	935,257,533
剰余金増加額又は欠損金減少額	676,630,000	115,310,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	676,630,000	115,310,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	827,730,000	1,163,260,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	827,730,000	1,163,260,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	287,715,600	265,209,300
期末剰余金又は期末欠損金（△）	935,257,533	2,614,383,031

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第1期(2024年 9月10日現在)
財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第2期(2025年 9月10日現在)
同上

（貸借対照表に関する注記）

区分	第1期 (2024年 9月10日現在)		第2期 (2025年 9月10日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額				
	期首元本額	200,000,000円	期首元本額	10,470,000,000円
	期中追加設定元本額	22,280,000,000円	期中追加設定元本額	1,100,000,000円
	期中解約元本額	12,010,000,000円	期中解約元本額	5,260,000,000円
2. 受益権の総数		10,470,000口		6,310,000口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 (自 2023年 9月 6日 至 2024年 9月10日)	第2期 (自 2024年 9月11日 至 2025年 9月10日)
1.分配金の計算過程		
A 当ファンドの配当等収益額	437,328,936円	381,836,561円
B 分配準備積立金	-円	74,062円
C 配当等収益額合計（A+B）	437,328,936円	381,910,623円
D 経費	149,539,274円	116,669,273円
E 収益分配可能額（C-D）	287,789,662円	265,241,350円
F 収益分配金額	287,715,600円	265,209,300円
G 次期繰越金(分配準備積立金)（E-F）	74,062円	32,050円
H 口数	10,470,000口	6,310,000口
I 分配金額(1口当たり)	27.48円	42.03円
2.その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及びライセンス料であります。	同左

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 (自 2023年 9月 6日 至 2024年 9月10日)	第2期 (自 2024年 9月11日 至 2025年 9月10日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左

項目	第1期 (自 2023年 9月 6日 至 2024年 9月10日)	第2期 (自 2024年 9月11日 至 2025年 9月10日)
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、株式を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (2024年 9月10日現在)	第2期 (2025年 9月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期 (2024年 9月10日現在)	第2期 (2025年 9月10日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	494,436,752	2,088,621,995
合計	494,436,752	2,088,621,995

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

第1期 (2024年 9月10日現在)	第2期 (2025年 9月10日現在)
1口当たりの純資産額　1,089円	1口当たりの純資産額　1,414円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(イ)株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	

マルハニチロ	1,800	3,510.00	6,318,000	
カネコ種苗	200	1,431.00	286,200	
ＩＮＰＥＸ	44,000	2,615.00	115,060,000	
石油資源開発	9,000	1,228.00	11,052,000	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	1,000	3,160.00	3,160,000	
ミライト・ワン	3,200	2,883.50	9,227,200	
東急建設	3,700	1,178.00	4,358,600	
高松コンストラクショングループ	1,100	3,405.00	3,745,500	
大林組	24,700	2,505.00	61,873,500	
清水建設	25,100	2,140.50	53,726,550	
不動テトラ	600	2,700.00	1,620,000	
大末建設	400	2,569.00	1,027,600	
鉄建建設	500	3,525.00	1,762,500	
東鉄工業	1,300	4,475.00	5,817,500	
戸田建設	11,300	1,063.50	12,017,550	
熊谷組	1,500	4,925.00	7,387,500	
矢作建設工業	1,600	2,296.00	3,673,600	
ピーエス・コンストラクション	1,600	1,877.00	3,003,200	
新日本建設	2,100	1,944.00	4,082,400	
テノックス	100	1,387.00	138,700	
北陸電気工事	600	1,482.00	889,200	
ユアテック	2,400	2,717.00	6,520,800	
関電工	7,200	4,092.00	29,462,400	
きんでん	7,000	5,288.00	37,016,000	
東京エネシス	1,200	1,774.00	2,128,800	
住友電設	500	6,680.00	3,340,000	
日本電設工業	2,200	2,743.00	6,034,600	
新日本空調	4,000	3,225.00	12,900,000	
テクノ菱和	600	4,720.00	2,832,000	
明星工業	1,900	1,651.00	3,136,900	
日比谷総合設備	800	4,630.00	3,704,000	
飛島ホールディングス	700	2,234.00	1,563,800	
ニップン	3,000	2,366.00	7,098,000	
昭和産業	1,100	3,080.00	3,388,000	
中部飼料	1,000	1,759.00	1,759,000	
ＤＭ三井製糖	1,100	3,305.00	3,635,500	
ｍｅｉｔｏ	600	2,182.00	1,309,200	
森永乳業	3,100	3,544.00	10,986,400	
雪印メグミルク	2,500	2,975.00	7,437,500	
プリマハム	4,600	2,414.00	11,104,400	
日本ハム	3,500	5,874.00	20,559,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	2,000	5,840.00	11,680,000	

養命酒製造	600	3,980.00	2,388,000	
北海道コカ・コーラボトリング	500	3,535.00	1,767,500	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	6,400	2,685.00	17,184,000	
日清オイリオグループ	1,200	5,310.00	6,372,000	
不二製油	3,100	3,568.00	11,060,800	
Ｊ－オイルミルズ	1,100	2,087.00	2,295,700	
フジッコ	1,000	1,656.00	1,656,000	
ケンコーマヨネーズ	600	1,951.00	1,170,600	
グンゼ	1,200	3,870.00	4,644,000	
シキボウ	500	1,037.00	518,500	
日本毛織	2,600	1,646.00	4,279,600	
帝国繊維	1,000	3,110.00	3,110,000	
東レ	57,100	979.40	55,923,740	
ＴＳＩホールディングス	2,600	1,128.00	2,932,800	
ワールド	1,200	3,085.00	3,702,000	
三陽商会	500	3,445.00	1,722,500	
王子ホールディングス	35,500	834.50	29,624,750	
三菱製紙	4,000	688.00	2,752,000	
北越コーポレーション	6,600	1,067.00	7,042,200	
レンゴー	9,500	971.30	9,227,350	
トーモク	500	3,435.00	1,717,500	
ザ・パック	4,200	1,142.00	4,796,400	
クラレ	11,400	1,774.50	20,229,300	
レゾナック・ホールディングス	6,500	4,152.00	26,988,000	
住友化学	58,000	479.00	27,782,000	
住友精化	500	4,650.00	2,325,000	
ラサ工業	300	4,515.00	1,354,500	
クレハ	1,700	3,975.00	6,757,500	
石原産業	1,400	2,494.00	3,491,600	
日本曹達	2,000	3,465.00	6,930,000	
東ソー	11,400	2,360.50	26,909,700	
トクヤマ	2,500	3,655.00	9,137,500	
セントラル硝子	900	3,400.00	3,060,000	
東亞合成	4,000	1,555.50	6,222,000	
関東電化工業	2,000	870.00	1,740,000	
日本カーバイド工業	300	2,217.00	665,100	
第一稀元素化学工業	900	699.00	629,100	
日本化学工業	300	2,872.00	861,600	
日本パーカライジング	4,600	1,410.00	6,486,000	
四国化成ホールディングス	1,600	2,190.00	3,504,000	
日本触媒	5,500	1,902.50	10,463,750	
カネカ	2,300	4,342.00	9,986,600	

三菱瓦斯化学	7,400	2,660.50	19,687,700	
三井化学	7,000	3,758.00	26,306,000	
三菱ケミカルグループ	52,700	871.40	45,922,780	
日本ゼオン	7,500	1,729.00	12,967,500	
積水樹脂	1,100	2,200.00	2,420,000	
積水化成品工業	4,200	371.00	1,558,200	
ミライアル	100	1,161.00	116,100	
ダイキョーニシカワ	2,600	765.00	1,989,000	
竹本容器	300	838.00	251,400	
日本化薬	5,600	1,448.50	8,111,600	
カーリット	900	1,393.00	1,253,700	
松本油脂製薬	100	20,140.00	2,014,000	
ハリマ化成グループ	800	906.00	724,800	
三洋化成工業	800	4,270.00	3,416,000	
大日本塗料	1,000	1,312.00	1,312,000	
ＤＩＣ	3,300	3,669.00	12,107,700	
サカタインクス	1,900	2,297.00	4,364,300	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	1,800	3,200.00	5,760,000	
コニシ	2,500	1,300.00	3,250,000	
北興化学工業	1,000	1,625.00	1,625,000	
クミアイ化学工業	4,700	844.00	3,966,800	
日本農薬	3,000	1,040.00	3,120,000	
フマキラー	400	1,214.00	485,600	
有沢製作所	1,100	1,655.00	1,820,500	
前澤化成工業	600	2,222.00	1,333,200	
ＪＳＰ	1,100	1,977.00	2,174,700	
持田製薬	1,000	3,240.00	3,240,000	
ツムラ	2,700	3,776.00	10,195,200	
キッセイ薬品工業	3,500	4,550.00	15,925,000	
生化学工業	2,000	679.00	1,358,000	
東和薬品	1,800	2,985.00	5,373,000	
富士製薬工業	900	1,612.00	1,450,800	
杏林製薬	2,100	1,566.00	3,288,600	
あすか製薬ホールディングス	1,000	2,429.00	2,429,000	
ニチレキグループ	1,100	2,768.00	3,044,800	
出光興産	45,100	992.00	44,739,200	
ＥＮＥＯＳホールディングス	94,700	889.00	84,188,300	
コスモエネルギーホールディングス	2,900	7,165.00	20,778,500	
横浜ゴム	5,800	5,854.00	33,953,200	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	5,400	3,927.00	21,205,800	
住友ゴム工業	9,200	1,840.00	16,928,000	
藤倉コンポジット	800	1,953.00	1,562,400	

フコク	600	1,921.00	1,152,600	
ニッタ	1,400	4,140.00	5,796,000	
住友理工	3,600	2,262.00	8,143,200	
バンドー化学	1,500	2,050.00	3,075,000	
ＡＧＣ	7,600	4,798.00	36,464,800	
日本電気硝子	3,100	4,761.00	14,759,100	
オハラ	900	1,216.00	1,094,400	
日本ヒューム	700	3,785.00	2,649,500	
ノリタケ	1,000	4,725.00	4,725,000	
日本碍子	10,400	2,461.00	25,594,400	
ニチハ	1,300	2,926.00	3,803,800	
日本製鉄	37,600	3,302.00	124,155,200	
中山製鋼所	2,200	694.00	1,526,800	
合同製鐵	600	4,255.00	2,553,000	
ＪＦＥホールディングス	22,400	1,924.50	43,108,800	
東京製鐵	3,900	1,624.00	6,333,600	
共英製鋼	1,600	2,372.00	3,795,200	
大和工業	5,800	9,866.00	57,222,800	
大阪製鐵	1,500	2,736.00	4,104,000	
淀川製鋼所	5,600	1,408.00	7,884,800	
中部鋼鈑	1,000	2,264.00	2,264,000	
丸一鋼管	3,000	3,865.00	11,595,000	
大同特殊鋼	7,600	1,303.50	9,906,600	
日本冶金工業	600	4,475.00	2,685,000	
三菱製鋼	600	1,760.00	1,056,000	
大紀アルミニウム工業所	1,500	1,152.00	1,728,000	
日本軽金属ホールディングス	2,200	2,112.00	4,646,400	
三井金属鉱業	2,000	10,300.00	20,600,000	
三菱マテリアル	4,600	2,564.00	11,794,400	
住友金属鉱山	10,200	4,209.00	42,931,800	
ＤＯＷＡホールディングス	2,200	5,409.00	11,899,800	
古河機械金属	1,300	2,936.00	3,816,800	
ＵＡＣＪ	1,600	6,310.00	10,096,000	
古河電気工業	2,500	9,249.00	23,122,500	
住友電気工業	27,800	4,291.00	119,289,800	
ＳＷＣＣ	1,100	8,300.00	9,130,000	
リョービ	1,100	2,870.00	3,157,000	
稲葉製作所	600	1,714.00	1,028,400	
信和	500	891.00	445,500	
東洋製罐グループホールディングス	5,700	3,554.00	20,257,800	
コロナ	500	972.00	486,000	
横河ブリッジホールディングス	1,500	2,812.00	4,218,000	

文化シヤッター	2,500	2,454.00	6,135,000	
アルインコ	700	1,093.00	765,100	
ＬＩＸＩＬ	10,000	1,968.00	19,680,000	
ノーリツ	1,700	2,066.00	3,512,200	
長府製作所	1,200	1,900.00	2,280,000	
ジーテクト	1,500	2,040.00	3,060,000	
東プレ	1,900	2,242.00	4,259,800	
高周波熱錬	1,200	1,262.00	1,514,400	
東京製綱	600	1,501.00	900,600	
日本発條	8,100	1,975.00	15,997,500	
中央発條	1,600	3,245.00	5,192,000	
アマダ	32,200	1,874.50	60,358,900	
アイダエンジニアリング	2,400	923.00	2,215,200	
牧野フライス製作所	1,000	11,530.00	11,530,000	
旭ダイヤモンド工業	1,700	839.00	1,426,300	
ソディック	1,900	891.00	1,692,900	
西部電機	100	2,176.00	217,600	
豊和工業	500	1,353.00	676,500	
日阪製作所	1,000	1,388.00	1,388,000	
やまびこ	1,500	2,468.00	3,702,000	
藤商事	700	1,088.00	761,600	
オイレス工業	1,100	2,315.00	2,546,500	
日本エアーテック	400	1,252.00	500,800	
住友重機械工業	4,300	3,417.00	14,693,100	
井関農機	800	2,247.00	1,797,600	
月島ホールディングス	1,500	3,420.00	5,130,000	
新東工業	1,900	993.00	1,886,700	
澁谷工業	1,000	3,410.00	3,410,000	
アイチ　コーポレーション	2,600	1,376.00	3,577,600	
小森コーポレーション	1,900	1,530.00	2,907,000	
椿本チエイン	3,700	2,176.00	8,051,200	
タダノ	4,500	1,067.00	4,801,500	
マースグループホールディングス	800	3,220.00	2,576,000	
ＴＰＲ	1,200	2,428.00	2,913,600	
日本精工	17,500	794.30	13,900,250	
ジェイテクト	11,100	1,527.00	16,949,700	
ＴＨＫ	4,200	4,025.00	16,905,000	
前澤給装工業	500	1,495.00	747,500	
イーグル工業	1,700	2,640.00	4,488,000	
スター精密	1,700	1,697.00	2,884,900	
シンフォニアテクノロジー	1,000	7,560.00	7,560,000	
明電舎	1,600	6,050.00	9,680,000	

デンヨー	800	2,857.00	2,285,600	
東光高岳	600	3,110.00	1,866,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	3,500	3,234.00	11,319,000	
電気興業	600	2,103.00	1,261,800	
アイホン	1,600	2,876.00	4,601,600	
ＥＩＺＯ	1,500	2,269.00	3,403,500	
日本信号	2,400	1,225.00	2,940,000	
能美防災	2,100	3,900.00	8,190,000	
パナソニック　ホールディングス	85,900	1,531.00	131,512,900	
帝国通信工業	900	2,444.00	2,199,600	
タムラ製作所	2,900	492.00	1,426,800	
アルプスアルパイン	7,600	1,811.00	13,763,600	
フォスター電機	900	2,308.00	2,077,200	
ヨコオ	800	1,477.00	1,181,600	
ＴＯＡ	900	1,180.00	1,062,000	
マクセル	1,600	2,132.00	3,411,200	
古野電気	1,100	5,630.00	6,193,000	
スミダコーポレーション	1,100	1,048.00	1,152,800	
アイコム	1,400	2,998.00	4,197,200	
日本電子材料	500	2,959.00	1,479,500	
三社電機製作所	500	896.00	448,000	
フェローテック	1,600	3,920.00	6,272,000	
スタンレー電気	5,300	2,973.00	15,756,900	
ウシオ電機	3,200	2,237.50	7,160,000	
日本シイエムケイ	2,500	348.00	870,000	
京セラ	52,800	2,024.00	106,867,200	
ニチコン	2,500	1,379.00	3,447,500	
ＫＯＡ	1,300	1,177.00	1,530,100	
キヤノン電子	1,500	2,687.00	4,030,500	
リコー	19,900	1,385.50	27,571,450	
イノテック	500	1,613.00	806,500	
芦森工業	500	4,245.00	2,122,500	
豊田自動織機	14,700	16,470.00	242,109,000	
モリタホールディングス	1,600	2,327.00	3,723,200	
東海理化電機製作所	3,100	2,788.00	8,642,800	
三菱自動車工業	51,100	421.90	21,559,090	
日産車体	6,500	1,261.00	8,196,500	
新明和工業	2,500	1,836.00	4,590,000	
極東開発工業	1,400	2,747.00	3,845,800	
トピー工業	900	3,025.00	2,722,500	
タチエス	1,200	2,043.00	2,451,600	
ＮＯＫ	6,000	2,678.50	16,071,000	

フタバ産業	3,100	975.00	3,022,500	
カヤバ	1,800	3,995.00	7,191,000	
プレス工業	3,500	668.00	2,338,000	
アイシン	26,600	2,592.50	68,960,500	
マツダ	22,100	1,132.50	25,028,250	
本田技研工業	184,800	1,666.00	307,876,800	
エクセディ	1,700	5,530.00	9,401,000	
ハイレックスコーポレーション	1,900	2,845.00	5,405,500	
豊田合成	4,500	3,778.00	17,001,000	
愛三工業	2,200	1,995.00	4,389,000	
日本精機	2,100	1,799.00	3,777,900	
エフ・シー・シー	1,800	3,240.00	5,832,000	
テイ・エス　テック	4,300	1,919.00	8,251,700	
日機装	2,400	1,488.00	3,571,200	
日本エム・ディ・エム	2,400	498.00	1,195,200	
ブイ・テクノロジー	300	3,065.00	919,500	
東京計器	600	4,525.00	2,715,000	
ニコン	11,600	1,720.50	19,957,800	
ノーリツ鋼機	3,800	1,784.00	6,779,200	
セイコーグループ	1,500	6,720.00	10,080,000	
ニプロ	6,000	1,551.00	9,306,000	
三井松島ホールディングス	500	6,930.00	3,465,000	
中本パックス	200	1,958.00	391,600	
萩原工業	500	1,685.00	842,500	
フジシールインターナショナル	2,100	2,925.00	6,142,500	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	10,300	3,955.00	40,736,500	
大日本印刷	18,400	2,571.00	47,306,400	
リンテック	2,500	3,570.00	8,925,000	
タカラスタンダード	2,400	2,686.00	6,446,400	
グローブライド	800	2,419.00	1,935,200	
美津濃	2,800	2,586.00	7,240,800	
中部電力	26,500	2,111.00	55,941,500	
関西電力	39,000	2,230.00	86,970,000	
電源開発	6,400	2,855.50	18,275,200	
東京瓦斯	13,000	5,756.00	74,828,000	
大阪瓦斯	13,900	4,341.00	60,339,900	
東邦瓦斯	3,400	4,429.00	15,058,600	
西部ガスホールディングス	1,300	1,988.00	2,584,400	
静岡ガス	2,600	1,151.00	2,992,600	
東海旅客鉄道	36,000	4,152.00	149,472,000	
鴻池運輸	2,000	3,330.00	6,660,000	
西日本鉄道	2,800	2,345.50	6,567,400	

センコーグループホールディングス	6,200	2,100.00	13,020,000	
ニッコンホールディングス	4,400	3,390.00	14,916,000	
福山通運	1,400	3,720.00	5,208,000	
セイノーホールディングス	6,600	2,295.50	15,150,300	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	9,100	3,442.00	31,322,200	
日本郵船	15,200	5,597.00	85,074,400	
商船三井	12,700	4,878.00	61,950,600	
川崎汽船	22,400	2,331.00	52,214,400	
ＮＳユナイテッド海運	800	5,450.00	4,360,000	
三菱倉庫	13,300	1,246.50	16,578,450	
住友倉庫	2,700	3,175.00	8,572,500	
中央倉庫	400	1,440.00	576,000	
上組	3,700	4,578.00	16,938,600	
キユーソー流通システム	1,100	3,365.00	3,701,500	
東北新社	3,300	675.00	2,227,500	
アカツキ	500	3,090.00	1,545,000	
フジ・メディア・ホールディングス	8,200	3,697.00	30,315,400	
WOWOW	1,000	1,805.00	1,805,000	
ＴＢＳホールディングス	5,800	5,663.00	32,845,400	
日本テレビホールディングス	9,200	4,134.00	38,032,800	
朝日放送グループホールディングス	1,500	796.00	1,194,000	
テレビ朝日ホールディングス	3,800	3,290.00	12,502,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	10,400	1,355.00	14,092,000	
日本ＢＳ放送	300	1,004.00	301,200	
学研ホールディングス	1,600	1,065.00	1,704,000	
伊藤忠食品	500	10,330.00	5,165,000	
あらた	1,300	3,130.00	4,069,000	
トーメンデバイス	600	6,420.00	3,852,000	
双日	7,400	4,004.00	29,629,600	
アルフレッサ　ホールディングス	6,700	2,286.50	15,319,550	
アルコニックス	1,100	2,156.00	2,371,600	
ラクト・ジャパン	300	4,195.00	1,258,500	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	1,800	1,293.00	2,327,400	
レスター	1,000	2,655.00	2,655,000	
ＯＣＨＩホールディングス	100	1,415.00	141,500	
三洋貿易	1,000	1,639.00	1,639,000	
ミタチ産業	300	1,427.00	428,100	
クリヤマホールディングス	600	1,563.00	937,800	
小野建	900	1,448.00	1,303,200	
佐鳥電機	500	1,896.00	948,000	
松田産業	900	4,015.00	3,613,500	
メディパルホールディングス	7,600	2,688.00	20,428,800	

ＳＰＫ	200	2,371.00	474,200	
ティムコ	100	1,056.00	105,600	
丸文	1,000	1,221.00	1,221,000	
進和	400	3,395.00	1,358,000	
シークス	1,800	1,354.00	2,437,200	
長瀬産業	3,900	3,257.00	12,702,300	
カメイ	1,100	2,913.00	3,204,300	
山善	3,300	1,397.00	4,610,100	
住友商事	42,400	4,344.00	184,185,600	
第一実業	1,700	2,819.00	4,792,300	
神鋼商事	2,400	2,301.00	5,522,400	
阪和興業	1,500	6,370.00	9,555,000	
カナデン	800	2,061.00	1,648,800	
ＲＹＯＤＥＮ	800	3,195.00	2,556,000	
三愛オブリ	3,200	2,129.00	6,812,800	
稲畑産業	1,900	3,570.00	6,783,000	
明和産業	1,400	832.00	1,164,800	
ワキタ	1,800	1,878.00	3,380,400	
東邦ホールディングス	2,500	5,685.00	14,212,500	
ミツウロコグループホールディングス	1,700	2,264.00	3,848,800	
新光商事	1,100	1,025.00	1,127,500	
三信電気	600	2,809.00	1,685,400	
ソーダニッカ	700	1,112.00	778,400	
立花エレテック	900	3,010.00	2,709,000	
ＫＰＰグループホールディングス	2,400	831.00	1,994,400	
オートバックスセブン	2,900	1,616.00	4,686,400	
モリト	1,300	1,559.00	2,026,700	
イエローハット	3,100	1,715.00	5,316,500	
ＵＥＸ	400	816.00	326,400	
日伝	1,000	2,843.00	2,843,000	
ヨンキュウ	100	2,674.00	267,400	
スズケン	2,500	6,116.00	15,290,000	
ジェコス	1,200	1,453.00	1,743,600	
サンエー	2,200	2,872.00	6,318,400	
カワチ薬品	900	2,890.00	2,601,000	
エディオン	3,900	2,151.00	8,388,900	
サーラコーポレーション	2,300	1,039.00	2,389,700	
ワッツ	500	653.00	326,500	
アルペン	1,400	2,391.00	3,347,400	
ＤＣＭホールディングス	5,400	1,518.00	8,197,200	
ジョイフル本田	2,200	2,208.00	4,857,600	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	7,000	972.00	6,804,000	

あさひ	900	1,422.00	1,279,800	
日本調剤	1,100	3,925.00	4,317,500	
ノジマ	3,600	3,655.00	13,158,000	
コジマ	2,700	1,167.00	3,150,900	
ヒマラヤ	100	859.00	85,900	
コーナン商事	1,200	4,075.00	4,890,000	
上新電機	1,000	2,575.00	2,575,000	
ＭｒＭａｘＨＤ	1,400	864.00	1,209,600	
ＡＯＫＩホールディングス	3,000	1,844.00	5,532,000	
オークワ	1,500	961.00	1,441,500	
コメリ	4,900	3,330.00	16,317,000	
青山商事	1,800	2,564.00	4,615,200	
高島屋	11,000	1,416.50	15,581,500	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	4,400	2,241.50	9,862,600	
イズミ	2,500	3,255.00	8,137,500	
平和堂	1,800	2,908.00	5,234,400	
フジ	3,000	2,019.00	6,057,000	
ゼビオホールディングス	1,700	1,170.00	1,989,000	
ケーズホールディングス	6,100	1,601.00	9,766,100	
ヤマダホールディングス	33,800	491.80	16,622,840	
アークランズ	2,300	1,877.00	4,317,100	
アークス	2,000	3,120.00	6,240,000	
バローホールディングス	1,900	2,947.00	5,599,300	
ベルーナ	3,400	1,049.00	3,566,600	
いよぎんホールディングス	11,000	2,070.50	22,775,500	
しずおかフィナンシャルグループ	20,300	1,986.00	40,315,800	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	6,500	2,157.50	14,023,750	
京都フィナンシャルグループ	10,500	2,992.00	31,416,000	
めぶきフィナンシャルグループ	33,100	931.20	30,822,720	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	1,100	7,290.00	8,019,000	
九州フィナンシャルグループ	16,200	884.20	14,324,040	
ゆうちょ銀行	125,100	1,905.00	238,315,500	
富山第一銀行	2,300	1,286.00	2,957,800	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	40,100	1,143.00	45,834,300	
西日本フィナンシャルホールディングス	5,100	2,496.00	12,729,600	
三十三フィナンシャルグループ	900	3,550.00	3,195,000	
第四北越フィナンシャルグループ	3,200	4,135.00	13,232,000	
おきなわフィナンシャルグループ	800	3,665.00	2,932,000	
十六フィナンシャルグループ	1,400	5,600.00	7,840,000	
北國フィナンシャルホールディングス	800	6,400.00	5,120,000	
プロクレアホールディングス	1,000	1,713.00	1,713,000	
あいちフィナンシャルグループ	1,700	3,105.00	5,278,500	

あおぞら銀行	4,900	2,291.50	11,228,350	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	193,400	2,324.00	449,461,600	
りそなホールディングス	80,700	1,514.50	122,220,150	
三井住友トラストグループ	25,000	4,301.00	107,525,000	
三井住友フィナンシャルグループ	106,700	4,123.00	439,924,100	
千葉銀行	35,000	1,538.00	53,830,000	
群馬銀行	14,200	1,618.50	22,982,700	
武蔵野銀行	1,100	3,965.00	4,361,500	
千葉興業銀行	2,700	1,583.00	4,274,100	
七十七銀行	2,700	5,832.00	15,746,400	
秋田銀行	600	3,595.00	2,157,000	
山形銀行	1,100	1,652.00	1,817,200	
岩手銀行	600	3,870.00	2,322,000	
東北銀行	100	1,357.00	135,700	
ふくおかフィナンシャルグループ	6,700	4,495.00	30,116,500	
スルガ銀行	6,900	1,557.00	10,743,300	
八十二銀行	17,300	1,488.50	25,751,050	
山梨中央銀行	1,100	3,160.00	3,476,000	
大垣共立銀行	1,500	3,280.00	4,920,000	
福井銀行	900	2,041.00	1,836,900	
滋賀銀行	1,900	6,650.00	12,635,000	
南都銀行	1,100	5,000.00	5,500,000	
百五銀行	8,900	894.00	7,956,600	
紀陽銀行	2,400	3,035.00	7,284,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	4,300	3,800.00	16,340,000	
山陰合同銀行	5,500	1,375.00	7,562,500	
鳥取銀行	300	1,346.00	403,800	
百十四銀行	1,000	5,160.00	5,160,000	
四国銀行	1,500	1,463.00	2,194,500	
阿波銀行	1,400	3,565.00	4,991,000	
大分銀行	600	5,030.00	3,018,000	
宮崎銀行	600	4,425.00	2,655,000	
佐賀銀行	600	3,055.00	1,833,000	
琉球銀行	1,500	1,393.00	2,089,500	
みずほフィナンシャルグループ	88,000	4,908.00	431,904,000	
山口フィナンシャルグループ	8,200	1,801.00	14,768,200	
名古屋銀行	600	10,490.00	6,294,000	
北洋銀行	13,200	727.00	9,596,400	
愛媛銀行	1,400	1,248.00	1,747,200	
京葉銀行	4,600	1,251.00	5,754,600	
フィデアホールディングス	600	1,633.00	979,800	
池田泉州ホールディングス	9,800	645.00	6,321,000	

ＳＢＩホールディングス	11,500	6,629.00	76,233,500	
ジャフコ　グループ	1,900	2,612.50	4,963,750	
大和証券グループ本社	54,900	1,212.50	66,566,250	
野村ホールディングス	110,700	1,091.50	120,829,050	
岡三証券グループ	8,100	689.00	5,580,900	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	9,100	591.00	5,378,100	
岩井コスモホールディングス	900	2,734.00	2,460,600	
かんぽ生命保険	13,000	4,264.00	55,432,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	32,700	4,780.00	156,306,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	56,300	3,513.00	197,781,900	
第一生命ホールディングス	129,500	1,248.50	161,680,750	
クレディセゾン	6,500	3,912.00	25,428,000	
芙蓉総合リース	3,200	4,487.00	14,358,400	
みずほリース	9,900	1,318.00	13,048,200	
東京センチュリー	17,200	1,934.50	33,273,400	
日本証券金融	3,100	1,896.00	5,877,600	
リコーリース	1,100	5,890.00	6,479,000	
イオンフィナンシャルサービス	7,500	1,540.00	11,550,000	
アコム	54,800	487.10	26,693,080	
ジャックス	1,200	4,405.00	5,286,000	
オリエントコーポレーション	6,000	1,045.00	6,270,000	
オリックス	40,700	3,913.00	159,259,100	
三菱ＨＣキャピタル	51,300	1,234.50	63,329,850	
野村不動産ホールディングス	82,000	958.70	78,613,400	
東急不動産ホールディングス	25,200	1,256.00	31,651,200	
飯田グループホールディングス	9,800	2,427.50	23,789,500	
ムゲンエステート	900	2,101.00	1,890,900	
東京建物	7,300	2,903.00	21,191,900	
京阪神ビルディング	1,700	1,608.00	2,733,600	
スターツコーポレーション	1,900	5,090.00	9,671,000	
明和地所	800	1,126.00	900,800	
ゴールドクレスト	1,300	3,430.00	4,459,000	
ＡＶＡＮＴＩＡ	400	838.00	335,200	
ファースト住建	600	1,202.00	721,200	
サンフロンティア不動産	1,700	2,383.00	4,051,100	
ＦＪネクストホールディングス	1,200	1,616.00	1,939,200	
Ｅ・Ｊホールディングス	600	1,757.00	1,054,200	
デジタルホールディングス	600	2,163.00	1,297,800	
アミューズ	1,700	2,065.00	3,510,500	
ビー・エム・エル	1,500	3,725.00	5,587,500	
日本郵政	104,000	1,544.50	160,628,000	
イチネンホールディングス	800	1,989.00	1,591,200	

スペース	900	1,361.00	1,224,900	
東京テアトル	100	1,400.00	140,000	
カナモト	1,400	3,495.00	4,893,000	
ニシオホールディングス	1,000	4,325.00	4,325,000	
トーカイ	1,300	2,263.00	2,941,900	
ハリマビステム	500	871.00	435,500	
合　計	4,063,500		9,093,348,840	

(ロ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 9月30日現在です。

【ＰＢＲ１倍割れ解消推進ＥＴＦ】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	9,200,654,463円
Ⅱ　負債総額	270,529,009円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,930,125,454円
Ⅳ　発行済口数	6,310,000口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1,415円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等（2025年9月末現在）
①資本金　　370百万円
②発行する株式の総数　　12,000株
③発行済株式の総数　　7,400株
④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（２）委託会社の機構
①会社の意思決定機関
＜株主総会＞
株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞
取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

②投資運用の意思決定プロセス
投資政策委員会
・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。
運用本部
・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。
ファンド・マネージャー
・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
トレーディング部門
・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。
・委託会社が運用する証券投資信託は2025年9月30日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	87	805,193
単位型株式投資信託	47	142,798
単位型公社債投資信託	3	5,742
合計	137	953,733

３【委託会社等の経理状況】

1.　委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第２条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （2024年3月31日現在）	当事業年度 （2025年3月31日現在）

	金額		金額	
（資産の部）				
Ⅰ流動資産				
1 現金・預金		8,322,132		9,552,500
2 直販顧客分別金信託		100		100
3 前払費用		20,977		21,486
4 未収委託者報酬		552,306		581,176
5 未収運用受託報酬		2,838,870		2,559,630
6 未収投資助言報酬		59,563		32,759
7 その他		118,097		191,864
流動資産計		11,912,047		12,939,517
Ⅱ固定資産				
1 有形固定資産		14,540		14,046
(1)建物付属設備	*1 3,710		*1 3,066	
(2)器具備品	*1 10,830		*1 10,979	
2 無形固定資産		580		72
(1)電話加入権	580		72	
3 投資その他の資産		97,218		98,085
(1)投資有価証券	21,684		21,324	
(2)長期差入保証金	74,617		76,044	
(3) その他	916		716	
固定資産計		112,339		112,203
資産合計		12,024,386		13,051,721

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	前事業年度（2024年3月31日現在）		当事業年度（2025年3月31日現在）	
	金額		金額	
（負債の部）				
Ⅰ流動負債				
1 預り金		89,089		83,742
2 未払金		3,127,319		3,595,491
3 関係会社未払金		4,950		4,950
4 未払費用		42,751		44,455
5 未払法人税等		1,531,376		1,162,926
6 未払消費税等		409,975		111,249
7 前受金		37,520		17,980
流動負債計		5,242,983		5,020,795
Ⅱ固定負債				
1 資産除去債務		25,506		25,506
2 繰延税金負債		969		842
固定負債計		26,475		26,348
負債合計		5,269,458		5,047,144
（純資産の部）				
Ⅰ株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				

繰越利益剰余金	6,291,089		7,540,872	
利益剰余金計		6,383,589		7,633,372
株主資本計		6,753,589		8,003,372
Ⅱ評価・換算差額等				
1　その他有価証券評価差額金		1,337		1,204
評価・換算差額等計		1,337		1,204
純資産合計		6,754,927		8,004,577
負債・純資産合計		12,024,386		13,051,721

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日） 金額		当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日） 金額	
Ⅰ営業収益					
1 委託者報酬		7,871,197		7,670,040	
2 運用受託報酬		5,100,427		5,897,341	
3 投資助言報酬		98,557		133,451	
4 その他営業収益		26,509	13,096,692	55,604	13,756,436
Ⅱ営業費用					
1 支払手数料		139,793		173,353	
2 調査費					
(1)調査費		68,385		72,873	
(2)委託調査費		130,426		73,810	
3 委託計算費		57,665		53,808	
4 通信費		6,449	402,721	8,422	382,269
Ⅲ一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬		1,513,388		1,571,897	
(2)給料・手当		440,373		461,983	
(3)賞与・退職金等		3,004,356		3,431,794	
2 交際費		9,568		8,954	
3 旅費交通費		39,080		20,373	
4 業務事務委託費		29,019		24,833	
5 租税公課		138,578		140,402	
6 不動産賃借料		113,321		119,840	
7 固定資産減価償却費		4,622		5,362	
8 諸経費	*1	276,013	5,568,322	*1 304,033	6,089,474
営業利益			7,125,648		7,284,693
Ⅳ営業外収益					
1 受取利息		3,652		21,905	
2 為替差益		88,131		—	
3 受取配当金		0		—	
4その他の営業外収益		—	91,784	929	22,834
Ⅴ営業外費用					
1 為替差損		—		8,939	
2 投資有価証券売却損		76		12	

3 その他の営業外費用	4	80	38	8,990
経常利益		7,217,352		7,298,537
VI特別利益				
1 保険金収入	297	297	―	―
VII特別損失				
1 固定資産除却損	0	0	508	508
税引前当期純利益		7,217,649		7,298,029
法人税、住民税及び事業税	1,910,940	1,910,940	2,048,243	2,048,243
当期純利益		5,306,709		5,249,786

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988
当期変動額							
剰余金の配当	―	―	△ 2,000,005	△ 2,000,005	△2,000,005	―	△ 2,000,005
当期純利益	―	―	5,306,709	5,306,709	5,306,709	―	5,306,709
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	235	235
当期変動額合計	―	―	3,306,704	3,306,704	3,306,704	235	3,306,939
当期末残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927
当期変動額							
剰余金の配当	―	―	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△4,000,003	―	△ 4,000,003
当期純利益	―	―	5,249,786	5,249,786	5,249,786	―	5,249,786
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	△ 133	△ 133
当期変動額合計	―	―	1,249,783	1,249,783	1,249,783	△ 133	1,249,649
当期末残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産
主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備　10年～18年
器具備品　3年～15年

(2) 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。
(1) 委託者報酬
委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬
運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。
また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬
投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年4回もしくは年2回受取ります。
また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(4) 成功報酬
成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[注記事項]
（貸借対照表関係）
＊1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
建物付属設備	55,251千円	55,895千円
器具備品	33,343千円	37,861千円
計	88,594千円	93,757千円

（損益計算書関係）
＊1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	―	―	7,400
合計	7,400	―	―	7,400

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	―	―	7,400
合計	7,400	―	―	7,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
1年以内	65,716	65,716
1年超	164,290	98,574
合計	230,007	164,290

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	21,684	21,684	－
資産計	21,684	21,684	－

当事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	21,324	21,324	－
資産計	21,324	21,324	－

（注）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-３項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	87	21,596	－	－
合計	87	21,596	－	－

当事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	－	21,324	－	－
合計	－	21,324	－	－

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	－	87	－	87

合計	－	87	－	87

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-３項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,596千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券
　投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 　その他有価証券	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-３項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,324千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券
　投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）
1. その他有価証券
前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 　投資信託受益証券	13,164	10,000	3,164
小計	13,164	10,000	3,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 　投資信託受益証券	8,519	9,377	△857
小計	8,519	9,377	△857
合計	21,684	19,377	2,306

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 　投資信託受益証券	12,751	10,000	2,751
小計	12,751	10,000	2,751
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 　投資信託受益証券	8,573	9,277	△704
小計	8,573	9,277	△704
合計	21,324	19,277	2,047

2.事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,317	0	76

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	87	－	12

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用否認	18,431千円	20,058千円
未払事業税	95,643千円	60,464千円
その他有価証券評価差額金	262千円	222千円
資産除去債務	7,809千円	8,039千円
繰延税金資産小計	122,147千円	88,785千円
評価性引当額（注）	△122,147千円	△88,785千円
繰延税金資産合計	－	－
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△969千円	△842千円
固定資産（除去費用）	△0千円	△0千円
繰延税金負債合計	△969千円	△842千円
繰延税金負債の純額	△969千円	△842千円

（注）評価性引当額が33,361千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が35,178千円減少したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.9%	△0.5%
特別税額控除	△5.1%	△2.1%
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.5%	28.1%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更
「所得税法等の一部を改正する等の法律」（令和７年法律第13 号）が2025 年３月31 日に公布され、2026 年４月１日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026 年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更されることとなりました。
この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
期首残高	25,506千円	25,506 千円
時の経過による調整額	―	―
期末残高	25,506千円	25,506 千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
委託者報酬	3,489,973千円	3,878,257千円
運用受託報酬	1,505,103千円	1,706,530千円
投資助言報酬	98,557千円	133,451千円
成功報酬	7,976,547千円	7,982,593千円
顧客との契約から生じる収益	13,070,182千円	13,700,832千円
その他の収益	26,509千円	55,604千円
外部顧客への売上高	13,096,692千円	13,756,436千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1　製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,871,197	5,100,427	98,557	26,509	13,096,692

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,670,040	5,897,341	133,451	55,604	13,756,436

2　地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
8,001,109	4,944,390	151,191	13,096,692

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
7,843,526	5,776,762	136,148	13,756,436

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3　主要な顧客ごとの情報
前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	4,944,390	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	5,776,762	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）
1. 関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社の親会社等
前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

（注）取引条件および取引条件の決定方針等
1．取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
2．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等
該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社
前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の会社つ親会社を持会社	シンプレクシス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	―	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	4,944,390	未収運用受託報酬	2,820,466
同一の会社つ親会社を持会社	シンプレクシス・キャピタル・インベストメント㈱	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	―	投資助言契約 私募取扱契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取（注） 私募取扱手数料の受取（注）	72,815 21,703	未収投資助言報酬 その他流動資産	46,695 12,713

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の会社つ親会社を持会社	シンプレクシス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	―	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	5,776,762	未収運用受託報酬	2,537,584
同一の会社つ親会社を持会社	シンプレクシス・キャピタル・インベストメント㈱	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	―	投資助言契約 経営助言等契約 私募取扱契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取（注） 経営助言等報酬の受取（注） 私募取扱手数料の受取（注）	84,962 10,815 33,763	未収投資助言報酬 その他流動資産 その他流動資産	21,045 4,719 9,506

（注）取引条件および取引条件の決定方針等
1．シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2．シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約、経営助言等契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社に関する注記
株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度（自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度（自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
1株当たり純資産額　912,828円05銭	1株当たり純資産額　1,081,699円66銭
1株当たり当期純利益金額　717,122円91銭	1株当たり当期純利益金額　709,430円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度（自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度（自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
当期純利益	5,306,709　千円	5,249,786　千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	5,306,709　千円	5,249,786　千円
期中平均株式数	7,400　株	7,400　株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2025年3月末現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞
名称　　：株式会社日本カストディ銀行
資本金の額　：51,000百万円（2025年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2025年3月末現在）	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,930百万円 （2024年12月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円 （2024年12月末現在）	
大和証券株式会社	100,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
バークレイズ証券株式会社	38,945百万円 （2024年12月末現在）	
BofA証券株式会社	83,140百万円 （2024年12月末現在）	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	

２【関係業務の概要】

（1）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金および償還金の支払いなどを行います。
（2）販売会社
日本におけるファンドの募集の取扱い、解約および買取りに関する業務などを行います。

3【資本関係】

（1）受託会社
該当事項はありません。
（2）販売会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年12月10日	有価証券届出書
2024年12月10日	有価証券報告書
2025年 6月10日	有価証券届出書
2025年 6月10日	半期報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月30日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　橋　　秀　和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉　持　　奈美子

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年11月28日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　髙見　昂平

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＰＢＲ1倍割れ解消推進ＥＴＦの2024年9月11日から2025年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＰＢＲ1倍割れ解消推進ＥＴＦの2025年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施

に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。